

基本計画

I. 安心づくり

1. 医療・保健の充実	16
2. 高齢者福祉と活躍の場づくり	31
3. 子ども・子育て支援の充実	38
4. 障がい者の自立支援	44
5. 地域コミュニティの活性化	47
6. 災害に強い安全なまちづくり	51
7. 安心して暮らせるまちづくり	57

(1) 地域医療の確立

【現状と課題】

近年、少子高齢化が進む中、市民の生活様式や嗜好は大きく変化するとともに、市民の医療に対する要求や健康に対する需要は多様化しており、このような変化に対応するためには、基盤となる地域医療体制の充実が不可欠となっています。

■ 地域包括ケアシステムの構築と深化

厚生労働省の「人生の最終段階における医療に関する意識調査」において、6割を超える国民が「自宅で最期を迎えることを希望する。」と答え、またその理由として7割が「住み慣れた場所で最期を迎えたいから」と回答しています。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる状況で、高齢になり介護が必要になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らしたいというニーズに応えるため、これまで地域包括ケアシステム(*)の構築を進めてきました。今後も、行政と市民と医療機関の相互協働によって地域医療を守るとともに、医療と保健及び福祉が連携を図りながら、市民が安心して医療を受けることができる体制を充実させていくことが課題となっています。

■ 市民病院の役割と「かかりつけ医」

中津市は、県北唯一の公立病院である中津市民病院をもち、県境地域の広域医療圏における地域医療を担っており、医療体制の維持に努めています。とくに、救急医療体制において、急性期の重症患者や救急車搬送患者への対応は市民病院が、比較的軽微な症状の患者は他の病院が対応するというように、救急指定病院の機能分化を図っています。加えて、広域医療圏自治体との協働により、いつでも安心して受診できる小児救急医療体制も確保しています。

また、日頃から自分の体のことを一番わかってくれ、医療に関する総合的な相談ができる「かかりつけ医(*)」を持つように市民に勧め、できるだけ診療時間内に「かかりつけ医」を受診し、休日・夜間の安易な受診を控えるように市民啓発に努めています。今後も円滑な救急診療が行われるように、救急指定病院の機能を明確にし、医師会等の関係機関との連携を強化し、地域医療体制の充実を図っていきます。

【基本方針】

高齢になっても、安心してできる限り住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域包括ケアシステムの構築を進め、機能の深化を図ります。

市民に対して、病気の治療・予防はもとより、体調管理や緊急時の対応、医療に関する悩みや不安などの総合的な相談を行う「かかりつけ医」をもち、中核病院への受診が必要な場合はかかりつけ医に紹介してもらうという流れを啓発します。これにより、それぞれの症状や状況に幅広く対応できるプライマリ・ケア(*)を重視した体制づくりと、中核病院を退院する際など在宅医療が必要な場合の円滑な連携を推進します。このために、近隣自治体・地域の

医師会・市民病院で協力し持続可能な地域医療体制を確立し充実を図ります。

【主要施策】

施策名	概要
市民病院の地域包括ケア病棟における回復期支援	急性期の治療を終えたが、在宅生活に不安を持つ患者に対し、地域包括ケア病棟において、充実したりハビリテーションを行うことで、在宅復帰や介護施設入所に向けた支援を行います。
市民病院と地域の医療機関、介護施設等との連携	相談支援センターにおいて地域医療機関や介護施設等と緊密な連携を図り、紹介対応や在宅療養の支援を円滑に行います。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	市民病院における紹介率 (*)	H27	64%	86%
市民病院における逆紹介率 (*)	H27	96%	77%	100%

◇ 高度な医療を提供する医療機関に患者が集中することを避けるため、症状が軽い場合は地域の「かかりつけ医」を受診し、そこで必要があると判断された場合に大学病院等へ紹介する、そして大学病院等で治療が終わったら、あらためて地域の「かかりつけ医」へ紹介し任せることで、地域医療機関同士の連携を図る必要があります、そのため市民病院では紹介率や逆紹介率を高める目標値を設定しています。

(用語解説)

- 地域包括ケアシステム…高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制
- かかりつけ医…日常的な診療や健康管理等を行う身近な医師
- プライマリ・ケア…身近にあって何でも相談にのってくれる総合的な医療のこと。より深い専門知識をもつ医師、さらには看護師、保健師、介護士などといった多職種間連携、医療機関連携、施設間連携を行う
- 紹介率…紹介患者数÷初診患者数(救急搬送患者、時間外受診患者を除く)
- 逆紹介率…逆紹介患者数(紹介状を書いた数)÷初診患者数(救急搬送患者、時間外受診患者を除く)

(2) 公立医療施設の充実

【現状と課題】

少子高齢化が進行し、社会保障費の高騰などで財政がひっ迫するなか、国は将来の姿を考慮した「社会保障と税の一体改革」を進めています。医療体制については、2025年に向けて「医療機関の病床の役割を明確化し、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4類型に区分け」「急性期病床の位置付けを明確化し、医療資源の集中投入による機能強化」「地域内での医療機関の連携、医療と介護との連携促進、在宅医療の充実」といった方向性を示し、医療サービスの重点化・効率化を図ることとしています。

■ 市民病院の機能強化

医療法改正により、各医療機関の病床機能や患者状況などを県に報告する「病床機能報告制度」が2014年10月から開始されました。大分県北部医療圏においては、県が推計した2025年の医療需要に基づく必要病床数1,676床に対し、2014年の報告数が2,479床と大幅に過剰となっています。また、医療機能別に見た場合には、急性期病床が大幅に過剰であり、回復期病床が不足している状況です。患者の流出の状況では、隣接する福岡県の京築医療圏からの流入は北九州医療圏への流出を上回っているものの、全ての医療機能において、大分市や別府市など他の医療圏への流出が流入を上回っています。

市民病院では、2016年に大分県が策定した「地域医療構想」を踏まえて、地域における医療ニーズを的確に分析し、公立医療施設の果たすべき役割を明確にすることが求められています。

■ 地域の医療機関や介護保険事業所との連携

また、医療介護総合確保推進法(*)においては、地域包括ケアシステムの構築により、医療と介護が総合的に確保されることが求められており、在宅復帰への支援を行う市民病院の退院調整部門と地域の医療機関や介護保険事業所等との連携強化による早期の在宅復帰、入院患者のADL(日常生活動作)低下を防ぐための診療体制の構築が課題となっています。

■ 公立診療所の経営健全化

旧下毛地域では、住民の高齢化、地域の過疎化だけでなく、医師の高齢化が進んでいるため、医師の確保が課題となっています。津民・山移・槻木の3診療所のうち一部は恒常的な赤字経営となっており、今後はさらに厳しい経営状況となることが想定されます。地域医療を守るため、公立診療所だけでなく、旧下毛地域全体の医療体制の維持についても考えていかなければならない時期にきています。医師・看護師の確保のための今後の課題としては、へき地診療所での勤務環境や生活環境を良好に保ち満足度を高めること、及び常勤者の確保が困難になった場合の方策を検討する必要があります。

【基本方針】

市民病院においては、地域の中核的な病院であるとともに北部医療圏唯一の公立病院として、急性期機能を維持しつつ、現状でも地域に不足している回復期病床の医療機能を補完するため、新病棟及びリハビリ棟を効率的に活用し、急性期病床から回復期病床への一部病床転換を図りました。また、新型コロナウイルス感染症等、突発的な感染症等への柔軟な対応や、地域がん診療連携拠点病院として、がん患者やその家族のケア、多発性外傷患者(*)への対応を可能とする診療体制の構築を図ります。

地域包括ケアシステムの構築については、市民病院としても、医療・介護の切れ目のない支援を提供するため、急変時の対応体制を整えるとともに、在宅復帰への支援を行う市民病院の退院調整部門と地域の医療機関や介護保険事業所等が互いに顔の見える体制づくりに積極的に参画します。

公立診療所については、「信頼と安心の診療所」を目標として、中山間地域の医療を存続させることによって、地域住民の健康増進を図ります。そのため、地域に密着したサービスの向上と、それを担う医師・看護師を確保していくとともに、今後は、旧下毛地域全体の医療体制の維持についても考慮しながら、持続可能な地域医療の確立を目指します。

【主要施策】

施策名	概要
公立医療施設における医師及び看護師の確保	医師及び看護師確保に取り組むとともに、産休・育児休業からの早期職場復帰を支援します。また、多発性外傷患者に対応するため診療科の充実を図ります。
市民病院新病棟(回復期・緩和ケア病床)における患者支援の充実	大分県北部医療圏のがん診療連携拠点病院として求められている緩和ケア医療を提供し、がん患者やその家族に対し、精神的・身体的苦痛の緩和に努めます。
市民病院のリハビリ機能の強化	入院患者の在宅復帰への支援や ADL 低下防止のために、リハビリ機能の強化を図ります。
市民病院における医療機器の更新	MRIなど高度医療機器について、計画的な更新を行います。
高度急性期病床の整備	大分県北部医療圏で不足している高度急性期病床の増床を図ります。
市民病院におけるデジタル化の推進	マイナンバーカードによるオンライン認証等や、ICT 活用などによりデジタル化を推進します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	市民病院の1日当たり入院患者数			
市民病院の1日当たり外来患者数	H27	322.9人	285.1人	300.0人
市民病院の病床利用率	H27	87.2%	91.9%	92.0%

(用語解説)

- 医療介護総合確保推進法…地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律。平成26年6月25日公布。
- 多発性外傷患者…生命にかかわるような重い外傷が、身体の複数の部位に同時にみられる状態の患者



中津市民病院



MRI(磁気共鳴画像装置)

(3) 救急医療体制の整備

【現状と課題】

救急医療体制は、市レベルで初期救急体制（休日当番医制度）及び二次救急体制を、県レベルで三次医療体制を確立しています。また、救急出動においては、管轄面積も広く広域的な対応が必要となることから、消防本部の各署所に救急車を配備し対応していますが、高齢化の進展、疾病構造の変化等により救急業務に対する住民のニーズはますます多様化し、救急需要の増加とともに救急業務の高度化がより一層求められています。

■ 救急出動件数の増加

中津市の救急出動件数は、平成27年は3,705件、令和2年は3,942件と増加傾向にあるものの、そのうち約2割が軽症者であるため、重篤な傷病者の救急搬送への影響が危惧されます。このことから住民に対し、救急車の適正な利用についての普及啓発を推進し、真に救急車が必要な傷病者に支障がでないようにすることが重要です。

■ 救命処置技術の高度化

近年、救急救命士の医療行為拡大等により、高度な救命処置技術が求められているため、教育・研修等によるスキルアップが必要になっています。高度な医療処置ができる救急救命士および救急隊員等に効果的な指導を行う指導救命士を計画的に養成し、救急サービスを充実させる必要があります。

■ 救命知識の普及

救命率の向上には、救急車が到着するまでの間の現場での応急手当も鍵となるため、救命救急に対する市民の理解・協力と市民への救命知識の普及拡大等が重要となります。

【基本方針】

医療が必要な時にいつでも適切な医療サービスを受けることができる救急医療体制を維持していきます。また、市民への救命知識の普及拡大と救急搬送等体制（器材・人材育成）の強化を図ります。

【主要施策】

施策名	概要
市民への救命知識の普及拡大	一般を対象とした応急手当（AED（*）等を使用した心肺蘇生法）講習は、eラーニングや動画等を活用した応急手当講習（*）を実施し、救命知識の普及拡大を図ります。
救急搬送等体制の強化	救急隊の人材育成や適正な配置、医療機関との連携により、救命率の向上を目指します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
応急手当講習受講者数	H27	10,527 人	14,105 人	18,000 人

(用語解説)

- AED…自動体外式除細動器のこと。心臓の状態を自動的に判断し、必要であれば電気ショックを行い正常に戻す医療機器
- 応急手当講習…市で実施する「一般救急講習」、「救命入門コース45分コース」、「救命入門コース90分コース」、「普通救命講習Ⅰ」、「普通救命講習Ⅱ」、「普通救命講習Ⅲ」、「上級救命講習」、「応急手当普及員講習」のこと



応急手当講習

(4)健康づくりの推進①母子保健

【現状と課題】

核家族化等により育児に取り組む親が孤立しがちになり、若年夫婦や育児不安を持つ妊婦が増加しています。ここ数年は、同様の悩みを抱える在留外国人も増えています。こうした中、乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、妊娠期から子育て期までにわたる切れ目のない支援が求められています。

■地域母子保健・育児支援システムの構築

大分県では、平成20年度からヘルシースタートおおいた事業推進委員会や圏域ごとの地域推進専門部会が設置され、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等の各ライフステージで受けられる医療や母子保健サービスの体系的な整理、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」の充実を図っています。

中津市でも母子保健・育児支援システムの構築を目指しており、連携のツールとして、連絡表の作成や関係機関との連携会議等を行い、開業産科や小児科や精神科、中核を担う中津市民病院との連携を図っています。今後も継続して、各機関の担当者が連絡しやすい関係を作り、相互の連携に取り組む必要があります。

【基本方針】

すべての乳幼児が健やかに成長・発達できるよう、胎児期から2歳になるまでの「最初の1000日」の重要性を念頭に、妊娠期からの一貫した母子保健サービスを行います。このため、子育て世代包括支援センターを中心に子ども家庭総合支援拠点や関係機関との連携・強化を図り、乳幼児期までのすべての母子の状況把握を行います。

特に、安心して育児ができ、子ども一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるように、保健師・助産師・栄養士等の専門職による適切な相談・助言を行います。

【主要施策】

施策名	概要
妊娠期からの継続した支援	妊娠届出時の個別面談や、産婦人科等との連携により、全ての妊婦の状況を把握し、支援が必要と判断される妊産婦については、早期から保健師や助産師等専門職による支援を行います。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいるすべての家庭を対象に保健師や助産師等による家庭訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、適切な相談・支援を行います。
乳幼児健康診査	全乳幼児の健康状態を把握するため、乳幼児健診を行うとともに、健診未受診児の把握に努めます。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
乳幼児健診受診率(4 か月児)	H27	93.8%	96.0%	100%
乳幼児健診受診率(7 か月児)	H27	96.5%	102.2%	100%
乳幼児健診受診率(1 歳 6 か月児)	H27	94.6%	94.5%	100%
乳幼児健診受診率(3 歳 6 か月児)	H27	89.9%	91.3%	100%
乳児家庭訪問実施率	H27	97.5%	96.9%	100%

(関連する具体計画)

- 「健康のススメなかつ21(第2次中津市健康づくり計画)」、「第2次中津市食育推進計画」



乳幼児健診(3 歳 6 か月児)

(4)健康づくりの推進②生活習慣病対策

【現状と課題】

豊かな人生を送るために「健康」は重要な要素です。年齢を問わず、誰もが健やかな心身を維持し、生活の質の向上を図る必要があります。

■中津市における主要死因

中津市における主要死因割合をみると、最も多いのは悪性新生物、次いで心疾患、老衰となっており、上位3死因はここ3年間順位の変動はありません。心疾患死亡率は年々減少しており、老衰は年々上昇、脳血管疾患はいったん減少しますが、平成30年からは上昇に転じています。

■健康寿命延伸に向けた環境づくり

心疾患や脳血管疾患は、高血圧や糖尿病、脂質異常、高尿酸血症といった生活習慣病が悪化し発症する疾患で、後遺症等により日常生活に支障をきたし、生活の質(QOL)が低下する恐れがあります。今後、高齢化が進展していくことから、患者数が増えると見込まれます。高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくためには、生活習慣病等の重症化を予防する取組みと、生活機能の低下を防止する取組みを一体的に実施する必要があります。

【基本方針】

生活習慣病予防については、栄養・食生活の改善、運動習慣の確立、適切な休養、喫煙対策等、子どもから高齢者まであらゆる年代での取組みが必要であり、ヘルスプロモーションの理念(*)に基づいた総合的な啓発活動を行っていきます。また、個人の取組みが楽しく継続できるよう、地域や学校、職域において個人の取組みを支える環境づくりを進めます。「第二次中津市健康づくり計画」に基づき、全ての市民が健やかで心豊かに生活できるまちの実現に向けた具体的な取組みを推進していきます。

また、医療、介護、保健等のデータを分析し、フレイル予防や生活習慣病などの疾病対策・重症化予防等、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めていきます。

【主要施策】

施策名	概要
各種がん検診(*)	がんの早期発見・早期治療を目的として、各種検診を行います。子宮頸がん検診には HPV 検査を併用し、精度を高めます。また、インターネットでの予約受付体制を作ることによって受診率向上を図ります。

生活習慣病重症化予防対策	生活習慣病対策検討会にて作成したマニュアルに沿って、生活習慣病重症化予防プログラムの実施、治療中断者対策の取組みを行います。
健康づくりへのインセンティブ拡大	健診受診特典として利用できるヘルシーメニュー提供店の数を増やすほか、健康アプリ等の活用を推進するなど健康づくりのインセンティブを拡大します。
運動で健康づくり推進員の養成と活動支援	運動で健康づくり推進員の養成と活動を支援し、身近な場所で手軽にできる運動を普及し、運動習慣の確立を図ります。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度	目標値
			実績値	
がん検診精密検査対象者の医療機関受診率	H27	80.3%	76.7%	100%
悪性新生物死亡数	H27	244人	259人	減少
新規虚血性心疾患患者数	H27	335人	220人	250人以下
新規脳血管疾患患者数	H27	301人	287人	270人以下
新規透析患者数	H27	15人	13人	10人以下
糖代謝の精密検査受診率	H27	69.7%	69.7%	65%以上
高血圧の精密検査受診率	H27	45.9%	65.5%	60%以上
ヘルシーメニュー提供店数	H27	22箇所	20箇所	50箇所

◇生活習慣病にかからないための予防や重症化の予防を推進する観点から、新規患者数の抑制や精密検査の受診率維持を成果指標としています。

(関連する具体計画)

- 「健康のススメなかつ21(第2次中津市健康づくり計画)」、「第2次中津市食育推進計画」

(用語解説)

- ヘルスプロモーションの理念…人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス
- がん検診…胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん検診を指す

(4)健康づくりの推進③国民健康保険制度の安定化

【現状と課題】

国民健康保険事業は、国民皆保険制度を支える基盤的役割を担っており、医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきました。しかし、国民健康保険事業の現状として、加入者に低所得者が多い、高齢者の割合が高く医療費水準が高い、といった構造的な問題があり、国民健康保険財政は、毎年大変厳しいものとなっています。

■県広域化による安定した国保財政運営

平成30年度4月からは県が国保財政運営の責任主体となり、大分県国民健康保険運営方針に基づき、決算補填目的の法定外繰入解消を行うなどして財政健全化に努めてきました。しかしながら、年々高齢化率が上昇し、令和2年度においては、加入者の50%以上が65歳以上となっており、一人当たりの医療費は毎年増加し続けている状況で、今後も医療費の増大が見込まれます。

■医療費抑制・適正化

一方で、中津市における令和2年度のジェネリック医薬品(*)数量シェア率は75.3%と、ここ数年伸びており、医療費の抑制・適正化に向けた取組みの効果も現れています。また、特定健診については、令和2年度からみなし健診(*)が開始され、受診率向上が期待されます。

国民健康保険制度の安定化に向けては、運営財源である国民健康保険税の収納率向上は当然のことながら、医療費適正化に向けた更なる取組みと、国保加入者の健康づくりのための保健事業の推進が大きな課題となっています。

【基本方針】

被保険者の資格管理や保険税の賦課・徴収などを適切に行うことに加え、引き続きジェネリック医薬品の推進などによる医療費の抑制・適正化や、特定健診の受診勧奨を行い、医療費を必要としないような健康づくりを推進していきます。これにより、持続可能で安定的な国民健康保険事業の運営を目指します。

【主要施策】

施策名	概要
安定的な財政運営のための広域化	安定的な事業運営を行うため、令和3年度中に事務処理標準システムを導入します。
保健事業等による医療費適正化	40～74歳の加入者に対して、特定健康診査(*)・特定保健指導(*)等を行い、健康づくりを進めます。また、ジェネリック医薬品の利用等を推進します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	ジェネリック医薬品数量シェア率	H27	59.8%	75.3%
特定健診実施率	H27	34.2%	36.2%	60%

(関連する具体計画)

- 「第2期中津市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)」、「第3期中津市特定健康診査等実施計画」

(用語解説)

- ジェネリック医薬品…先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に製造販売されるもので、厚生労働省から「先発医薬品と同じ有効成分を同量含み同等な効能や効果が得られる」と認められた医薬品
- みなし検診…医療機関で検査を実施した場合に、本人の同意のもと医療機関から検査データを授受することで特定健診データとみなすこと
- 特定健康診査…メタボリックシンドロームに着目し、病気の予防を目的とした健康診査
- 特定保健指導…メタボリックシンドローム該当者に対し、内蔵型肥満の改善を目指した保健指導

ジェネリック医薬品のつながる先に。

安心・信頼
Anshin・Shinrai

ジェネリック医薬品は、**国の厳しい審査をクリア**して、新薬と同じ有効成分が同一量含まれ、同等の効力があります。新薬と異なる追加剤が使用されることがありますが、有効性、安全性及び品質について厳格な審査のうえ、製造販売の承認をいただいております。

未来
Mirai

ジェネリック医薬品の使用で、**医療費を有効活用**し、医療の質を向上させ、国民の負担を軽減することで、日本全体の医療費を削減することが期待されます。さらに、削減された医療費を有効活用し、新しい医療技術や新薬の開発に活用することが可能となります。

ここにも注目!

欧米では普及している**ジェネリック医薬品**
欧米では、日本に比べ、新薬からジェネリック医薬品への変更が進み、ジェネリック医薬品の割合が広く普及しています。

世界での市場におけるジェネリック医薬品シェア
(2018年10月～2019年9月)

国	ジェネリック医薬品シェア (%)
日本	60%
米国	90%
英国	80%
フランス	77%
オーストラリア	68%

ジェネリック医薬品の使用で、薬にかかる個人負担が軽くなる
ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使用し、品質が同等であるため、薬の質を落とさずに個人の負担を軽減でき、家計をサポートします。薬の処方や服用方法が必要な場合は医師に相談してください。

日本の優れた医療保険制度を次の世代に引き継ぐ
少子高齢化が進む日本では、今後も医療費の増大が予想されます。ジェネリック医薬品の使用は、一人ひとりの医療費の負担軽減につながるほか、優れた医療保険制度を次の世代に引き継いでいくことにも貢献します。

ジェネリック医薬品の推進



特定健診

(5)食育の推進

【現状と課題】

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むため、平成17年に食育基本法が制定されました。食育基本法の中では、「食育」を、知育・徳育・体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることと位置づけています。市民一人ひとりが食育に関心を持ち、自ら実践できるような取組みが必要です。

■若い世代からの生活習慣病予防と食文化の継承

令和2年度に中津市が20代30代の市民を対象に行った「食に関する調査」では、食育の認知度は92.3%と高い割合の一方で、食育への関心度は69.6%（※73.5%）、朝食を毎日食べる人は67.2%（※74.3%）、家族そろって食事をする人は73.8%（※81.8%）と5年前と比較して食育を実践できている人の割合が減少しています。一方で、郷土料理や行事食を知っている人は47.2%（※39.6%）と5年前と比較して増加しています。（※…カッコ内は5年前の数値）

健康に関する指標では、男性の肥満者（BMI25以上）は、5年前は26.8%だったのに対し25.1%と減少している一方で、女性のやせ（BMI18.4以下）は5年前の16.4%から18.2%と増加しています。

生活習慣病は、食事や運動、休養など個人の生活習慣に起因することが多いため、若い頃から「食」と「健康」に対する重要性を認識することが必要です。また、核家族化やライフスタイルの変化などにより郷土料理や行事食の伝承が途絶えることも危惧されています。

【基本方針】

食生活改善推進員（*）と地域性に応じた取組みを展開し、若い世代に対して「食」と「健康」に対する重要性を認識できるような働きかけを行い、生活習慣病等の予防のための食育を推進します。また、郷土料理や行事食についても学ぶ機会を提供し、地域に愛着を持ち、心の豊かさを育むことができるような食育を推進します。具体的な取組みについては、第2次中津市食育推進計画で示し、個人・家庭・学校・農林水産業、食品関連業・医療機関・行政等が連携して取り組みます。

【主要施策】

施策名	概要
食生活改善推進員の養成・育成の強化	地域に根ざした食育を推進する人材を育成します。
若い世代からの生活習慣病予防強化	食と健康に関する教室の開催や情報提供を行い、若い世代が実践しやすい取組みを提案します。
食文化継承の強化	食文化の継承を図るため、講習会や情報提供を行います。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度実績値	目標値
	食育への関心度	H27	73.5%	—
食生活改善推進員の活動回数	H27	10,647回	6,341回	12,000回
食生活改善推進員の活動延べ人数	H27	37,971人	42,143人	40,000人

(関連する具体計画)

- 「第2次中津市食育推進計画」、「健康のススメなかつ21(第2次中津市健康づくり計画)」

(用語解説)

- 食生活改善推進員…食を通じて健康づくりと食育を推進するボランティア



郷土料理教室



子ども料理教室

(1) 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化等の進行に伴い、地縁的な繋がりが希薄化し、地域での交流が少なくなってきたため、ひとり暮らし高齢者やひきこもり等の「孤立」する高齢者が増加しています。また、子育てと親の介護を同時に行うダブルケアや、80代の親が50代の子供を支える8050問題が社会問題となっています。

■ひとり暮らし高齢者の増加

中津市では65歳以上のひとり暮らし高齢者は年々増加傾向にあり、令和3年1月末現在では8,075人となっています。3年前と比較すると590人増加(8%増)しており、今後、高齢者数はさらに増えることが予想されることから、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯も含め、必要な支援を受けて安心して生活できるような見守り体制の構築が必要です。

■高齢者の生活環境の整備

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、安心・安全に暮らすことのできる環境の整備が必要です。そのため、バリアフリーである手すりの設置や段差解消などの住環境整備や、地域住民が見守ってくれる社会の構築を進めていく必要があります。

■相談体制の構築

高齢者の様々な相談や支援を行う拠点については、平成18年4月に地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談支援業務を行ってきました。平成21年度には、現在の5カ所の地域包括支援センターの配置となり、その後も地域包括ケアシステムの構築のために、高齢者が気軽に相談できる体制づくりを進めています。

■認知症高齢者への支援

今後、日本では高齢者の増加が続くと見込まれる中、認知症高齢者も増加し、令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になると推測されています。中津市においても、近い将来、高齢者人口はピークを迎えると推測され、認知症高齢者への支援体制の充実が求められています。

また、認知症は誰もがなりうることから、社会全体が認知症への理解を深めることが重要であり、そのための認知症サポーターや認知症コーディネーターの養成が重要となっています。中津市では、認知症サポーター養成講座を毎年開催していますが、令和3年3月末現在、認知症サポーター養成講座受講者数は8,218人で、市人口の9.8%と全国の平均程度にとどまっています。

また、認知症等で判断能力が低下し、金銭管理等を行う親族等もいない高齢者が増える見込まれるため、中核機関(*)を中心とした成年後見制度の利用、普及促進及び成年後見人等の担い手の育成等が必要となっています。

【基本方針】

地域包括支援センターに設置する「認知症地域支援推進員」や「初期集中支援チーム(もの忘れ対応支援チーム)」による相談支援体制の充実と周知を図ります。そして、生活のあらゆる面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組みを推進し、認知症の人も含め一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会(*)」の実現に取り組めます。

また、認知症への正しい知識と理解を持ち、認知症の方や家族を支援する「認知症サポーター」を増やしていくとともに、認知症の容態に応じた医療・介護などの適切な支援につなげる体制を構築します。さらに、住み慣れた地域での安心な暮らしのため、孤立しがちな高齢者の見守りや住みやすい住宅環境の整備、権利擁護などに取り組めます。

【主要施策】

施策名	概要
認知症高齢者の支援体制の充実	認知症サポーターや認知症コーディネーターの養成、医療・介護・福祉などの人的資源の有効な連携、徘徊高齢者の早期発見に繋げる「徘徊高齢者等SOSネットワーク」の充実など、地域全体を取り巻く認知症ネットワークの充実を図ります。
地域包括支援センターの体制強化	地域包括支援センターを中心とした相談機能の向上のため、行政との連携や職員研修を充実させてセンターの体制強化に努めます。
高齢者が住みやすい住宅の推進	段差等で在宅での生活に支障がある家を高齢者向けに改造する費用の一部を助成して、高齢者の住みやすい住宅の推進を図ります。
高齢者の孤立ゼロ社会の実現	地域の中で介護サービスや高齢者福祉サービス等の利用がなく、地域において孤立しがちな高齢者に対し訪問・面接を実施し、見守り及び円滑なサービス提供や社会参加につなげます。
高齢者の人権を守るための取組み	高齢者の人権を守るため、中核機関による成年後見制度の相談や利用促進等を行い、その他、成年後見人となる市民後見人の養成や成年後見制度利用者支援、研修会の開催に努めます。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	認知症サポーター養成講座 受講者数			
「徘徊高齢者等SOSネットワ ーク」協定事業者数	H27	16 事業者	43 事業者	100 事業者

(関連する具体計画)

- 「第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」

(用語解説)

- 中核機関…権利擁護や成年後見制度が必要な方に、支援が届くように地域連携の中心的な役割を担う機関
- 地域共生社会…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



認知症サポーター養成講座

(2)介護保険制度及び介護予防の充実

【現状と課題】

■高齢者人口の増加

中津市の2025年の65歳以上の高齢者数は25,537人、高齢化率は31.2%に達すると予測されています。とりわけ75歳以上の後期高齢者は、14,616人と高齢者の57.2%を占めると見込まれており、認知症高齢者も国の将来推計をもとに中津市で試算すると、令和2年の4,567人(高齢者人口の18.0%)から令和7年の5,261人(高齢者人口の20.6%)に達すると推測されており、何らかの支援が必要な高齢者が急速に増えていくと思われま

■地域包括ケアシステムの構築

こうした中、介護保険制度においては、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実を推進しています。

団塊の世代が75歳以上になる2025年を見据え、介護保険法の基本理念である「自立支援」の視点に立ち、要支援・要介護状態の人がその状態の維持・改善につながるよう、また、自立した高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、重度化予防・介護予防、さらに保健事業との一体的実施に重点を置いた施策に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

高齢者が生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るため、生活機能全般の維持・向上を図る「自立支援」を基本とする介護予防を進めていきます。そのため、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防といった介護予防事業に気軽に参加できる環境を整備し、さらに保健事業との一体的実施により効果的な事業の実施に取り組みます。

また、高齢者本人とその家族が望むような形で最後の時を過ごすことができるように、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築や、人生会議(*)などの普及啓発を行います。

介護保険サービスについては、事業者、介護支援専門員、介護職員等の資質向上、包括的・継続的なケア体制の構築など支援体制の充実、介護給付の適正化の推進など、介護サービスの充実を図ります。

【主要施策】

施策名	概要
高齢者の健康づくりと介護予防事業の充実	住民主体の介護予防の取組みとして、「元気！いきいき☆週一体操教室」の拡大を図ります。さらに高齢者の保健事業との一体的実施により、通いの場への医療専門職の関与を促していきます。
介護サービス基盤の充実	在宅介護サービスに重点を置き、地域の需要に応じた介護サービスの基盤整備を進めます。
適正な介護サービスの提供	サービスの質の向上、効果的な介護予防の実現を図るため、事業者、介護支援専門員、介護職員等への指導や支援を行うとともに、適切なサービスが提供されるよう介護給付適正化の取組み強化に努めます。
在宅医療・介護連携の推進	医療・介護関係者、行政、住民を委員とする、在宅医療・介護連携推進協議会にて事業の推進を協議し、中津市施策指標マップにて評価していきます。
介護保険事業の健全な運営	介護サービス給付費等の必要量を見込み、介護保険料の適切な設定と収納に努め、介護保険財政の健全性を確保するとともに、持続的な制度運営を図ります。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
元気！いきいき☆週一体操教室の実施地区数	H27	6 か所	41 か所	100 か所
要介護認定の平均開始年齢	H27	81.3 歳	81.7 歳	83 歳
中津市在宅医療・介護連携推進協議会の年間出席人数 (延べ)	R2	71 人	—	76 人

(関連する具体計画)

- 「第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」

(用語解説)

- 人生会議…アドバンス・ケア・プランニングの愛称。もしもの時のために、前もってどのような医療や介護を受けて最期を迎えるかを考え、家族や近い人、医療やケアの担当者とあらかじめ話し合い、共有する取組みのこと

I-2. 高齢者福祉と活躍の場づくり

(3) 高齢者の活躍の場づくり

【現状と課題】

団塊の世代が75歳になる2025年には高齢者人口はピークを迎え、その後減少に転じるものの、高齢化率は引き続き上昇する見込みです。つまり、介護される人は増え、介護する側の人が減るといった極端な介護不足の時代がやってきます。

中津市では、介護予防事業の一環として、平成24年度より高齢者のボランティアサポーター事業を実施し、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献をすることにより、高齢者自身の介護予防といきいきとした地域社会になることを目指してきました。

■ 地域における活動の場づくり

ボランティアサポーターの登録者数は、平成29年の制度見直しにより大幅に減少しましたが、平成30年度から令和2年度までの3年間は、ほぼ横ばいで推移しています。登録者の64%を占める高齢者給食ボランティアの活動が新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で縮小し、また、高齢を理由に登録を辞退する人が増える中であっても、高齢者のボランティア活動へのニーズは依然としてあると考えられます。今後は、ボランティア活動への支援に加え、新たな高齢者の活躍の場を創出するため、地域ごとに生活支援コーディネーター(*)を配置し、高齢者が参加しやすい仕掛けづくりをしていく必要があります。

■ 雇用の場の創出

高齢者が人生の第2のステージにおいて生きがいを持って活躍することは、社会的にも期待されているところです。そこで、地域における高齢者雇用の拡大の鍵を握っているのが「シルバー人材センター」ですが、近年の企業等の定年延長の取組み等もあり、中津市における高齢者人口に占めるシルバー人材センターの会員数の割合は1.8%と伸び悩んでいます。中でも、女性会員の割合は、県内の他のシルバー人材センターと比較しても低い状況にあります。

高齢者の「社会で役に立ちたい・知識や経験を活かしたい」等の多様なニーズとシルバー人材センターに寄せられる業務依頼内容とのミスマッチも生じています。今後は、高齢者の就労ニーズを見極めつつ、性別や高度な技能の有無を問わない業務の拡充など最適な活躍の場を提供し支援することが求められています。元気な高齢者が労働力の一翼を担う存在として活躍できるように、高齢者が気軽に立ち寄り、雇用や就労の相談ができる体制づくりに取り組む必要があります。

【基本方針】

高齢者がこれまで培ってきた経験や知識を活かし、地域社会の中で積極的な役割を果たすことで、生きがいにつながるような社会づくりを進めます。このため、高齢者の自発的な活動を促し、働くことを通じて生きがいを得て、地域社会の活性化に貢献できるよう支援するとともに、年齢にかかわらず地域や企業等で活躍できる「生涯現役社会」の実現を目指します。

【主要施策】

施策名	概要
高齢者のいきがづくりと社会参加	地域の仕組みづくりを行う「生活支援コーディネーター」が運営するサロン「シニアほっと元気 station よりあ」の取組みを通して、高齢者の孤食の解消や、地域住民との交流促進など、高齢者のいきがづくりの機会や人とつながる場づくりを進めます。
高齢者の活躍の場づくり	シルバー人材センターや県、ハローワークなどの関係機関との協力・連携により、広報・啓発活動の推進や、相談体制等支援の充実と活躍の場の拡大を図ります。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	「シニアほっと元気 station よりあ」の設置数	R2	5 か所	—
シルバー人材センター会員数	H27	467 人	460 人	500 人

◇高齢者の社会参加の場や機会の拡大を示す成果指標としています。

(関連する具体計画)

- 「第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」

(用語解説)

- 生活支援コーディネーター…地域に住み、課題を見つけ、地域住民のニーズに合わせたサービスや仕組みづくりを行う人のこと



シニアほっと元気 station よりあ

I-3. 子ども・子育て支援の充実

(1) みんなが子育てしたくなるまちづくり

【現状と課題】

わが国は急速な少子高齢化の進展により本格的な人口減少社会を迎えました。人口減少により地域社会の活力の低下が懸念されるほか、子育て支援サービスの質や量の不足が、子どもの健全な成長を阻害する要因として社会問題となっています。

■高い合計特殊出生率(*)

中津市の人口は減少傾向にありますが、多くの企業進出や充実した医療体制の確保等、定住自立圏域の中心市としての機能充実により、子育て世代の20代後半から30代後半は転入超過が続き、比較的男女の未婚率が低いことから、中津市の合計特殊出生率は、平成12年以降すべての年で全国平均及び大分県平均を大きく上回っています。近年は、国が示す若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の出生率水準「1.8」に達しています。

■少子高齢化・核家族化・孤立化への懸念

しかしながら、平成26年以降出生数が減少に転じるなど、人口減少の傾向は避けられず、少子高齢化・核家族化の進展や子育て家庭の孤立化の進行も懸念されます。平成31年2月に実施した子育て世代へのニーズ調査では、5年前の調査結果と比較すると、子育ての環境や支援への全体的な満足度は上昇しているものの、妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感が僅かながら減少しているほか、「子育てが地域・社会の人に支えられている」と感じている人は約6割に止まっています。

■多様化する子育てニーズへの対応

その他の同調査の結果によると、仕事の時間と家庭の時間に対する希望と現実にギャップが生じており、男性は仕事を、女性は育児を優先している現状がうかがえます。全国的には、保育施設や放課後児童クラブの待機児童問題がクローズアップされていますが、中津市においても「子育てと仕事の両立」と「子どもの健やかな成長」を支援するための迅速かつ総合的な取組みが求められています。

【基本方針】

「その笑顔が未来(なかつ)を創る！～みんなでつなごう、笑顔のループ～」の基本理念の下、中津市内の個人・企業・団体等が子育てを応援する機運の醸成と併せて、多様な子育て支援サービスや教育・保育事業の充実、妊娠期からの切れ目のない“つながる”子育て支援体制の構築を図ります。これにより、「結婚～妊娠・出産～子育てと仕事の両立」と「子どもの健やかな成長」を総合的に支援し、輝く“子育て・親育ち”を支え見守り、共に生きる「みんなが子育てしたくなるまちづくり」を進めます。

また、若者の移住・定住につながる産業振興や男女の出会いの場づくり等も含め、未来を見つめた総合的な取組みを進め、その成果として児童数や合計特殊出生率を維持していく

ことを目指します。

【主要施策】

施策名	概要
保育事業の充実	地域における保育需要に的確に対応するため、施設の再配置を検討すると共に、必要に応じて施設整備の補助を行います。また、幼児期からの質の高い教育・保育を提供するために保育士等の確保・育成に継続して努めます。
総合的な放課後児童対策の充実	放課後児童クラブの施設整備や余裕教室等の活用、きめ細かな運営支援、長期休業期間に限定した利用や時間延長等多様なニーズに対応することにより、放課後児童クラブの必要な量の確保に努めると共に、教育委員会と福祉部局の連携強化により新たな放課後の居場所づくりに取り組み、待機児童の解消を図ります。
多様な子育て支援サービスの充実	保育施設における一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業などの多様なサービスの充実により、子育て支援サービスの更なる充実を図ります。また、保育料の無償化や児童クラブの負担金助成、クーポン券の配布やこども医療費の助成など、子育て世代の経済的負担の軽減に努めます。
つながる子育て支援	妊娠期からの切れ目のない“つながる”相談支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターなど、関係機関相互の連携を強化します。併せて、ホームスタートなどのボランティア活動を推進します。
親子が集う場の環境整備	児童館や大型の屋内外の遊び場の充実を図るほか、各子育て支援センターの機能を拡充すると共に、子育て世代の交流促進を目的に子育てサークル活動を支援します。
社会全体で子育てを応援する機運の醸成	育児休業や育児短時間勤務、子の看護休暇の取得を促進し、子育てしながら働きやすい職場環境づくりを推進するほか、子育て支援分野において高齢者のマンパワーの活用を図ります。
子育て支援サービスにおけるデジタル化の推進	子育て支援サービスの ICT 化や各種手続きのオンライン申請を推進し、子育て世代の利便性の向上を図ります。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
合計特殊出生率	H26	1.90	1.87	1.89(※)
子どもが3人以上の世帯の割合(児童手当受給世帯の対象児童数が3人以上の割合)	H27	21.9%	23.0%	25.0%

※合計特殊出生率の目標値については、中津市版まち・ひと・しごと創生総合戦略で目指している1.89(令和6年度目標値)の水準を維持する目標としています。

(関連する具体計画)

- 第2期「なかつ子ども・子育て支援事業計画」

(用語解説)

- 合計特殊出生率…一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示した人口統計上の指標で、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの



第2期「なかつ子ども・子育て支援事業計画」



童心館まつり

I-3. 子ども・子育て支援の充実

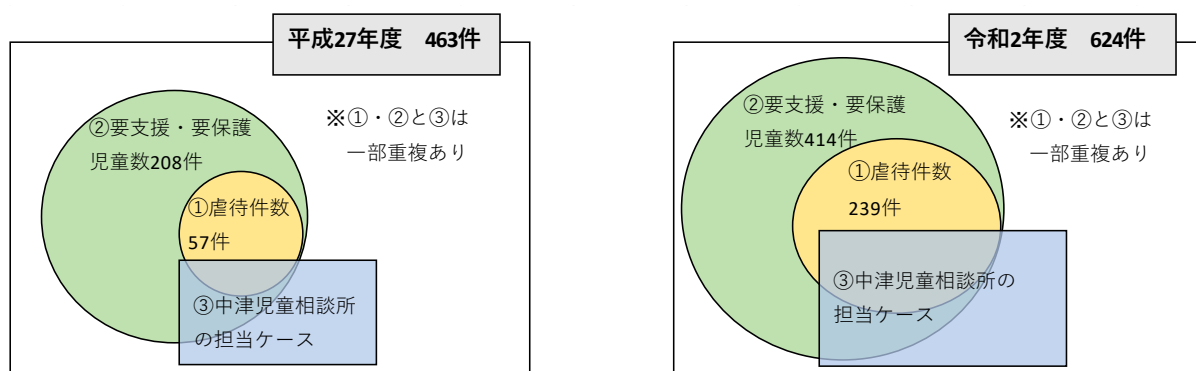
(2)子ども・家庭福祉の充実

【現状と課題】

近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感の増大が懸念されています。また、地域経済の低迷等により世帯間の経済格差が生じる等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は厳しくなっています。

■先進的な要保護児童対策

中津市においては、平成18年度に関係機関の代表者で構成する中津市要保護児童対策地域協議会を設置しました。「切れ目のない、顔の見える連携」の方針の下、先駆的に2名のスーパーバイザー(大学教授、小児科医師)を配置し、児童福祉施設、病院、児童相談所等、地域における関係機関と一体となって児童虐待予防を主眼に置いた要保護児童対策に努めています。地域全体での子どもの見守りなども年々強化され、令和2年度は児童虐待相談239件を含め年間414件の要支援・要保護児童のケースに対応、中津児童相談所の担当ケースを含めると624件に対応し、増加傾向にあります。今後も対応ケースは増加・複雑化すると考えられ、更に基礎自治体としての市町村の役割・責務は重大となります。



■子どもの貧困問題

平成25年度の国民生活基礎調査では、わが国の子どもの貧困率が16.3%に達し、先進国の中でも高いこと等から、平成26年1月には子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。その後、平成30年度の同調査では、子どもの貧困率は13.5%に下がったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計は急変しており、子どもだけではなく社会全体の貧困率が高くなっていると考えられます。中でも依然厳しい状況にあるのが、ひとり親家庭の子どもたちです。ひとり親家庭のおよそ半数が貧困であると言われており、令和2年度末時点で、中津市では約800世帯のひとり親家庭等が児童扶養手当を受給している状況です。近年は、減少傾向にありますが、衣食住が不足するような

「絶対的貧困」の状態にはなくとも、地域において「普通」とされる生活が享受されない「相対的貧困」の状況にある子どもたちの潜在化が懸念されます。

貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄(ネグレクト)に至るケースも多く、地域の中での孤立や必要とされる支援が届いていないことも危惧されます。

■児童虐待防止

児童虐待においては、「しつけ」と称する暴力・虐待が重篤な結果につながるものもあります。令和2年4月から施行された改正児童虐待防止法ではしつけの際の体罰禁止が明文化され、体罰等によらない子育てを社会全体で推進していく必要があります。また、児童虐待の発生予防に向け、妊娠期からの子育て期までの切れ目ない支援を行うため、本市においても平成29年に子育て世代包括支援センターを設置しました。平成30年には、すべての子どもとその家庭の専門的相談支援や関係機関との連絡調整等を行う子ども家庭総合支援拠点も設置しており、今後も関係機関との顔の見える連携のもと、適切な支援体制の更なる構築を進めていく必要があります。

【基本方針】

子どもが家庭において健やかに育成されるよう、在宅子育て家庭への支援を強化する等、地域活動と連携して子育て支援を展開します。特に、児童虐待をはじめとする要支援家庭等の早期発見と適切な対応を図り、児童虐待の未然防止や子どもの貧困対策を強化します。このため、子ども家庭総合支援拠点を中心に、子育て世代包括支援センターによる妊娠期からの切れ目ない支援や、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用した関係機関との情報共有や顔の見える連携に努めます。併せて、要支援家庭への修学・就労・生活支援につながる福祉制度の活用、また、サポート体制の充実を図ります。

【主要施策】

施策名	概要
要保護児童対策の機能強化	子ども家庭総合支援拠点の専門職の増員や中津市要保護児童対策地域協議会での関係機関との更なる連携強化を図り、児童虐待の防止と子どもの貧困対策を総合的に進めます。
子どもの貧困対策の推進	ひとり親家庭等に対する経済的支援や就労支援、子ども食堂等の地域の取組み支援により、子どもの貧困対策を推進します。
相談支援者の資質向上	母子・父子自立支援員、家庭児童相談員等の相談支援者が、要支援家庭等からの様々な相談に適切に対応できるワンストップ体制を整備します。

福祉資金・自立支援給付金制度等の活用	要支援家庭等の保護者及び子どもの修学・就労・生活支援のため、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金、自立支援給付金、生活保護等の福祉制度を有効活用します。
妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のため、「子育て世代包括支援センター」を中心に、子ども家庭総合支援拠点や、医療・保健・福祉・教育等の関係機関との顔の見える連携による母子保健・子育て支援体制の充実を図ります。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度実績値	目標値
	要保護児童対策地域協議会関連の会議開催回数			

(関連する具体計画)

- 第2期「なかつ子ども・子育て支援事業計画」



子ども食堂

I-4. 障がい者の自立支援

(1)障がいの有無に関わらず暮らしやすいまちづくり

【現状と課題】

■多様化する障がいへの対応

中津市における障がい者(児)の傾向としては、身体障がいは減少傾向が続く一方で、知的・精神の障がいは増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳所持者については、平成20年度から30年度の間には2倍以上と大幅な増加傾向にあります。また、高齢化に伴う障がいの重度化・重複化、発達障がいなど障がいの多様化が進んでいます。障がい者の重度化・高齢化に伴う心身機能の低下等に対応できる人材の育成や重度障がい者に対応したグループホームの位置付けなど必要な対応を行うとともに、家族の高齢化に伴う「親亡き後」を見据えた障がい者の地域生活における支援への対策など、障がい者が安心して地域生活を継続できるよう、生活環境整備への対応が求められています。国の障害福祉計画に基づき、今後施設入所は減少傾向となり、グループホーム等の利用は一層重度の障がい者が優先となることから、これらの制度への対応を踏まえた福祉サービスの提供を考えていく必要があります。

■地域での安心できる生活

「施設から地域へ」という流れの中で、グループホームの整備が進み、定員総数は平成29年4月時点で109人だったのが、令和3年4月現在218人と、この3年で2倍に増えています。今後は身近な地域において安心して生活が送れるよう、①家庭内において支障のない生活が可能な制度の活用、②安定した生活の基盤となる就労が可能となること、③困ったときに地域全体で支援できる体制づくりを整備していく必要があると考えます。

【基本方針】

施設入所者や長期入院者の地域への移行や「親亡き後」の暮らしなど、障がい者が生まれ育った地域で安心して生活するためには、支援体制の整備は必要不可欠です。中津市としては、生活環境の整備、障がい者雇用の促進、障がい者理解の促進の3点を軸として、障がい者支援を考えていきます。

障がい者の家庭生活を健康的・文化的なものとするため、訪問型サービスである居宅介護や同行援護など、必要な支援を必要ときに提供できる生活環境の整備を図ります。また、地域で安定して暮らすために、自立生活の基盤となる就労も重要です。特別支援学校等の教育機関や企業との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障がい者が働きやすい環境づくりや働く意欲の喚起、企業側の雇用促進につながる取組みを推進します。さらに、障がいを理由とした差別の解消のために、福祉サービスの充実はもちろんですが、近隣で助け合う「互助」、事業所・団体・ボランティアなどと協働で行う「共助」といった地域ぐるみの支援体制の推進が特に重要となっています。互助・共助の社会構築のために、市民、団体、企業等と連携しながら、さまざまなイベントや

普及啓発活動を通じて、障がい者の社会参加の機会の充実を図るなど、障がいのある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成(心のバリアフリー)を推進します。

【主要施策】

施策名	概要
障がい者等基幹相談支援センターの設置	適切なサービス利用の支援、「親亡き後」に対する継続的な支援、関係機関との連携強化など、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制の充実を図ります。
障がい者雇用の促進	障がい者が一般就労できるように、ハローワーク中津と協力して、障がい者を対象とした合同就職面接会を開催するとともに、一般就労が困難な方のために福祉的就労につながるような施設の見学会などを企画します。
障がい者理解の促進	障がいをテーマにした研修会の実施や、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援を促進していきます。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	訪問系サービス利用時間数	H27	1,450 時間	1,646 時間
就労系サービスからの一般就労移行者数	H27	9 名	13 名	19 名
障がい者の法定雇用率(*) 達成企業割合	H27	61.7%	63.0%	70%
コミュニケーション事業各種 受講者数(年間)	H27	39 名	104 名	100 名

(関連する具体計画)

- 「中津市障がい者基本計画」、「中津市障がい福祉計画(第6期)」、「中津市障がい児福祉計画(第2期)」

(用語解説)

- 障がい者の法定雇用率…「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、従業員43.5人以上規模の企業に義務付けられている障がい者の雇用割合(令和3年3月1日現在の法定雇用率は2.3%)

【参考】障がい者の法定雇用率の変遷(民間企業の場合)

期間	～H30.3.31	H30.4.1～ R3.2.28	R3.3.1～
法定雇用率	2.0%	2.2%	2.3%
対象となる 事業主の範囲	従業員 50 人以上	従業員 45.5 人以上	従業員 43.5 人以上



手話講習会

(1)地域福祉の充実

【現状と課題】

中津市では、高齢者や障がいのある人、児童のいる家庭などといった対象者ごとの施策を中心に福祉事業を展開してきました。また、地域の福祉課題について話し合う場である地域福祉ネットワーク協議会などの地域住民主体のボランティア団体、社会福祉協議会などを中心に、地域での寄り合い活動や相談支援活動などを展開してきました。

■地域住民の関係の希薄化

しかし、高齢化の進行や核家族化、高齢者のみならず若年者の単身世帯化などにより家庭や地域での支え合いの機能が低下し、親族や近隣住民との交流を形成できず社会的な孤立状態にある人が増加しており、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、近年の東日本大震災や、中津市で発生した豪雨災害、熊本地震などの大規模災害が発生する中で、日頃から地域での繋がりを作り、地域で支えあうことの重要性が説かれ、地域コミュニティの維持・活性化による顔の見える近隣関係の再構築が望まれています。

【基本方針】

中津市の地域福祉の推進にあたっては、身近な日々の暮らしの場である地域社会において、住民の一人ひとりが住み慣れた地域で障がいの有無や年齢などに関わらず、自分らしい生き方や幸せを追求でき、だれもがずっと住み慣れた地域で生活できることを目標とし、地域住民同士が支え合う、思いやりあふれるまちづくりを「安心づくり」として目指していきます。

そのためには、自分のことは自分でする「自助」、隣近所の助け合いである「互助」、各事業所・団体やボランティアなどと協働で行う「共助」を基本とし、さらに、これらの活動を支えるために、地域と行政が「連携」し、「公助」により行政が支援することで、地域に根差した、持続可能な福祉を目指します。

このような考え方のもと、地域ボランティアの育成やボランティア活動の継続への支援として、災害ボランティア養成講座やボランティアのスキルアップ講座等を積極的に行います。また、地域福祉を支える、地域のボランティア団体等の結びつきを強めるため、中津市内のすべての校区(地区)へ地域福祉ネットワーク協議会の立上げができるように社会福祉協議会と協力し、積極的な支援を行います。さらに、地域住民が誰でも参加できるようなサロン活動などの交流の場づくりや、地域住民同士の支え合いを目的とした「住民型有償サービス」などの立ち上げ支援を推進することで、日頃からの地域での繋がりや支えあえる関係の構築を支援します。

【主要施策】

施策名	概要
ボランティア講座の開催	ボランティアの入門、スキルアップ講座及び災害ボランティア養成講座を開催します。
地域福祉ネットワーク協議会の運営及び立ち上げ支援	地域福祉ネットワーク協議会への助言や立ち上げに対して支援します。
地域住民の繋がりや支え合える関係の構築	サロンの運営助言や施設整備、住民型有償サービスの立ち上げを支援します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	H27			
ボランティア講座参加者数	H27	年間 30 人	年間 151 人	年間 90 人(※)
地域福祉ネットワーク設置数	H27	9 ヶ所	11 ヶ所	15 ヶ所(全地区への設置)
サロン設置数	H27	90 ヶ所	93 ヶ所	120 ヶ所
住民型有償サービス設置数	H27	5 ヶ所	10 ヶ所	15 ヶ所(全地区への設置)

※新型コロナウイルス感染症の影響等、社会情勢を踏まえ、目標値は当初計画の値を据えています。

(関連する具体計画)

- 「第4次中津市地域福祉計画・地域福祉活動計画」



ボランティア講座

(2)地域コミュニティの維持、活性化

【現状と課題】

地域コミュニティは、災害時のつながりや文化伝承などあらゆる社会的活動の基礎として重要であるとともに、住民一人ひとりがその一員として活躍できるということは、心豊かで満足度の高い暮らしの実現のために重要です。しかし、若い世代の東京圏への一極集中により、地方から人口流出が続いており、全国的に過疎地域のコミュニティの維持活性化が課題となっています。

■中山間地域などでの人口減少と生活機能の確保

中津市においても、中山間地域では過疎高齢化の進行により、生活の基本単位とされる地域集団を単位とした場合、小規模集落(*)は、旧下毛地域においては290集落中、175集落を数え、60%を占めている現状であり、今後も増加していくことが予想されます。これらの小規模集落では担い手不足により、生活共同体としての機能が損なわれ、集落内の共同作業や村祭りなど、生活する上での必要な活動や生きる活力を得るためのコミュニティ活動の実施が困難になってきており、将来的に集落そのものの存続も危ぶまれています。このような状況は、近年、中山間地域に限らず平野部にも見られるようになっていきます。

市では、こうした地域でのコミュニティ維持活性化のための支援を行っており、今後もこれまでの取組みを継続していくことが必要です。

■都市部におけるコミュニティの維持

都市部の人口の多い地域においては、近年、自治会へ加入しない世帯が増えてきており、住民同士のつながりの希薄化が危惧されています。このような地域では、いかに地域の一員として活躍する意識を醸成し、災害時や社会的活動において重要となる住民同士のつながりを強めていくかが課題となっています。

【基本方針】

各地域の実態を把握し、課題を掘り起し、解決に向けた取組みをきめ細かく実施していくことが重要です。このために、中山間地域における「地域おこし協力隊」や「田舎困りごとサポーター」などを活用した人的支援も含め、それぞれの地域の課題に応じた取組みに対する包括的な支援を行っていきます。あわせて、自治会への加入を促進することで、地域課題の共有や解決のための共助の基盤を整えます。

これらの取組みにより、住民が主体となった、一人ひとりが活躍できる地域コミュニティの形成を推進します。

【主要施策】

施策名	概要
田舎困りごとサポート事業	高齢者宅などを訪問し安否確認や困りごとの相談、必要な支援や関係機関への連絡調整などを行います。
地域おこし協力隊活動事業	地域が元気になるための活動を研究し行動します。例えば、集落の伝統行事などを未来へ繋ぐためどのような支援ができるかを検討し、実際に行動します。また、様々な経験・スキルをもった人材を確保し、任期後の中津市への定住率向上に繋げるため、募集内容をより詳細に記載することや、募集 HP 以外の多様な方法の活用を図ります。
小規模集落応援隊派遣事業等の活用	大分県と連携した小規模集落応援隊の派遣事業など、国や県が行う集落支援の制度を積極的に活用します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	地域おこし協力隊の任期後の定住率	R2	58.3%	—
困りごとサポート事業の満足度	—	—	—	100%

(関連する具体計画)

- 「中津市過疎地域持続的発展計画」

(用語解説)

- 小規模集落…大分県の定義で高齢化率(65歳以上の高齢者の占める割合)が50%以上の集落

(1)防災対策の推進

【現状と課題】

近年激甚化している豪雨災害や巨大地震等に対して、市民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを推進するため、令和3年3月に中津市国土強靱化地域計画を策定しました。

南海トラフ地震や周防灘沖地震、九州北部豪雨など市内全域に甚大な被害をもたらす自然災害を想定し、近年起きた災害を教訓とした対策に取り組んでいます。

こうした災害想定に基づいた取組を行う中で、「災害初動時」としては、情報伝達・地域防災力の強化等の課題、「災害対応時」においては、業務継続計画(*)に基づく災害対応及び体制の充実・避難所の整備・物資の充実等の課題、「災害復旧時」においては、廃棄物の処理・被災者の支援等の課題について今後も取組を進めて行く必要があります。

■災害初動時の対応の重要性

このような様々な課題への対応を行うにあたり、最も重要となるのは、災害初動時の対応であり、災害による被害を最小限にするためには、災害初動時にいかに減災対策ができるかが重要となっています。そのため、日頃から市民や、市職員に対して講習会や訓練等を通じた防災・減災に対する意識づけを行うことや、情報提供・伝達手段の充実、危険箇所の整備や周知等、ソフト・ハード両面での取組を、住民と行政が共同で進める必要があります。

■迅速な情報伝達と自主防災組織の強化

中津市においても、災害初動時の対策に重点を置いており、とりわけ、災害時の迅速な情報伝達は、過去の災害の経験などから多くの市民にとって重要と認識されています。このことから、情報伝達の充実を図るとともに、地域防災力を高めるため、自主防災組織の充実や防災士の養成にも取り組んでいます。

【基本方針】

自助・共助・公助のバランスがとれた取組を進めるため、市民や、市職員を対象とした防災講習や避難訓練等により防災意識の向上に取り組めます。

また、地域防災力の強化を図るため、自主防災組織の防災活動の強化・防災士の養成に取り組むとともに、自主防災組織独自のハザードマップ(*)の作成・避難ルートの選定・各種訓練の実施・避難所の自主運営や、災害情報を市民が自主的に収集し、自主防災組織や地域コミュニティの中で活動できるような体制づくりにも取り組んでいきます。

さらに、情報伝達の充実を進めることで、より迅速かつ確実な情報提供に努めます。

【主要施策】

施策名	概要
防災意識の向上	市民や、市職員を対象とした防災講習や避難訓練等を実施することで、防災意識の向上に取り組みます。また、市報やHPを活用した啓発活動についても引き続き努めます。
自主防災組織の活性化	自主防災組織に1名の防災士を確保することを目標に、防災士の養成を進めます。また、自主防災組織独自で、ハザードマップの作成・避難ルートを選定、防災学習・防災訓練等が毎年確実に実施できるような体制づくりを進めます。
災害情報伝達の充実	情報伝達の充実・多様化を進めることで迅速かつ確実な情報提供に努めていきます。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	自主防災組織防災訓練等実施率(年に1回)	R2	26%	—
防災士配置率	H27	44%	67.3%	100%
なかつメール(LINE版)登録件数	R2	6,439件	—	15,000件
中津市防災緊急告知 FM ラジオ配付件数(高齢者世帯)	R2	878台	—	2,000台
住民が自主運営を行う指定避難所数	R2	0箇所	—	5箇所

(関連する具体計画)

- 「中津市国土強靱化地域計画」、「中津市地域防災計画」

(用語解説)

- 業務継続計画…災害時に自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画
- ハザードマップ…自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの

(2)災害に強いインフラ整備

【現状と課題】

気象状況の変化に伴い、最近では局地的な集中豪雨により、各地で大きな災害が発生しています。中津市においても、平成24年九州北部豪雨災害により甚大な被害を受け、道路交通のう回路の重要性、情報伝達の重要性、内水排除対策の不足などについて改めて認識させられました。

■大規模地震・津波災害への備え

また、南海トラフを震源とする地震についても高い確率で発生することが心配されており、大分県の被害想定調査によると中津市においても最大震度5強、津波についても最大で約3mの津波が想定されています。このような大規模地震に対応するため、早急なハード整備が必要となっており、中でも、災害に強いインフラ整備を行うことは、市民の生活を確保する上で重要な課題となっています。

■水害への備え

平成24年九州北部豪雨災害を教訓とした水害対策を今後も進めて行く必要があり、当時被害を受けた上中流部の地域だけでなく、下流部の地域に対しても内水排除対策も含めた流域治水プロジェクトに沿って、ハード及びソフト対策を推進する必要があります。

■土砂災害への備え

土砂災害対策については、大分県により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定見直しが進められていますが、区域指定をされた地域については、随時ハザードマップ等を作成し地元説明を行うとともに、県と連携したハード対策についても早急に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

災害に強いインフラ整備を進めるため、主要道路の整備及び避難時のう回路の確保を図るとともに、迅速な避難を促すため、映像を使った伝達手段の整備等、情報伝達手段の多様化にも取り組んでいきます。さらに、国や県に対して防災・減災対策について働きかけを行いながら、想定されるさまざまな大規模災害に応じた対策を推進していきます。

地震・津波対策としては、津波避難ビルの確保・充実及び住宅の耐震化に対する取組みを進めていきます。

水害対策及び内水排除対策としては、災害時の水防活動拠点の整備を進めるとともに、河川を所管する関係機関と連携した内水排除対策を進めます。

土砂災害対策としては、大分県と連携した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定見直しを進めるとともに、住宅地等の土砂災害を防ぐための急傾斜地崩壊対策事業等の推進、土砂災害ハザードマップの整備等についても計画的に進めていきます。

【主要施策】

施策名	概要
円滑な避難のための主要道路整備及びう回路の確保	災害時に円滑な避難が行われるよう避難時主要となる道路の整備と、生活道路が通行できない場合のう回路についても確保に努めます。
津波・水害時避難ビルの確保・充実及び住宅の耐震化の推進	津波・水害時避難ビルの確保・充実に努めるとともに、住宅の耐震化についても推進していきます。
水害対策及び内水排除対策の推進	水害対策として、災害時の水防活動拠点の整備を行うとともに、内水被害の軽減のため内水排除対策にも取り組むこととします。
土砂災害対策の推進	土砂災害ハザードマップの整備等による住民への周知を図るとともに、大分県と連携して宅地等の土砂災害を防ぐための急傾斜地崩壊対策事業等の推進に努めていきます。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	住宅の耐震化率	H27	70.1%	72.9%

(関連する具体計画)

- 「中津市国土強靱化地域計画」、「中津市地域防災計画」



内水排除対策の推進(雨水ポンプ場)

(3)消防体制の整備

【現状と課題】

■地域特性に合わせた消防体制

中津市では、近年、住宅、アパート、中高層マンションや企業、社会福祉施設等の増加に伴い、それらの火災発生の抑制と被害軽減を図るため、住宅火災の予防啓発や防火対象物等への指導強化が重要となっています。また、住宅・施設等の火災や東九州自動車道および中津日田道路での火災・事故等の対応に向けた消防戦術や技術の向上、消防車両・資機材の充実が要求されます。山間部等においては、自然災害から市民の生命、財産を守り、安全な社会を形成するため、災害が発生した場合に、迅速かつ的確に対応できる消防・救急・救助体制を充実する必要があります。

■関係機関との相互応援体制

近年は、地震や豪雨等による大規模災害の発生が相次ぎ、これらの緊急事態発生に備え、緊急消防援助隊の受援・応援体制の充実・強化や関係各機関及び近隣消防機関との緊急相互応援体制の確立が必要になってきます。また、大分県域消防指令業務の共同運用に向け、各消防(局)本部との連携を図りながら、総合的な消防体制の強化を図る必要があります。

■消防団による地域防災力強化

消防団においては、過疎化や少子高齢化等の進行に伴う団員の減少により消防力の低下が問題となっています。地域防災力の充実強化のためには、消防団員の確保に向けた取り組みが必要です。

【基本方針】

複雑化、多様化する災害から市民の生命、財産を守るため、危機管理体制の強化と高度で専門的かつ迅速な消防・救急・救助体制の充実を推進します。さらに、予防運動の推進により防火・防災意識の高揚を図り、消防団においては、団員の確保、施設・装備の充実を図ります。

【主要施策】

施策名	概要
防火・防災意識の普及向上及び火災予防の推進	高齢者世帯の見守り活動に合わせて、住宅防火診断と防火指導を行うなど、防火・防災意識の向上を図ります。また、ホテルや社会福祉施設等の防火対象物及び危険物施設の査察を行い、防火管理の徹底、避難・安全管理の強化を図ります。

消防機器及び施設の充実	高速道路や高層建築物など、複雑・多様な災害にも対応できる消防機器及び設備の充実を図ります。また、消火栓及び防火水槽等の消防水利の充実を図ります。
相互応援体制の充実強化	災害時における緊急消防援助隊等の受援体制及び応援体制の充実・強化を図ります。また、特殊災害及び高速道路上での事故に対応できる訓練を積むとともに、装備の充実強化を図ります。
消防団員の確保と活動の充実	基本団員の確保に努めることとあわせて、機能別団員等（OB団員・女性団員）の登用を図ります。また、消防団員による高齢者世帯の見守り活動を推進するなど、地域に根差した人材として活動を充実させます。消防団協力事業所（＊）表示制度を促進します。
大分県域消防通信指令システム共同運用の体制づくり	大分県消防通信指令システム共同運用を円滑に実施・運営していくため、共同運用に係る運用方式、施設整備方針、組織、費用負担、業務内容に関する基本事項について詳細な検討事項を円滑に進め、各消防（局）本部との連携を図りながら、消防体制の強化を図ります。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	消防団員数確保（充足率）	H27	1,354 名 (91.4%)	1,315 名 (88.8%)
消防団協力事業所登録数	H27	16 事業所	36 事業所	45 事業所

（用語解説）

- 消防団協力事業所…勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、消防団活動に対する理解や協力が認められた事業所



ポンプ操法大会



消防団ポンプ車

(1)住環境の整備

【現状と課題】

住宅は、健康で豊かな市民生活を営む上で基本となるもので、社会情勢や生活様式の多様化による住民ニーズに対応した整備を推進していく必要があります。

また、高齢者や子育て世帯等の住宅確保要配慮者が安心して安全・快適に生活できるよう、住環境の整備や住宅セーフティネットの取組みが求められています。

■市営住宅の老朽化

中津市では、平成28年3月末時点で管理している市営住宅は1,429戸あり、そのうち、昭和50年代前半以前に建てられた半数近くの住宅が今後、耐用年数を経過し更新期を迎えることとなります。既存住宅ストックの長寿命化や、バリアフリー化など多様化した住民ニーズに応じた住宅の整備が求められ、また、財政負担軽減や平準化のためにライフサイクルコスト(*)や総量(住宅の延べ床面積)削減の必要があります。

■空き家の増加

近年、個人が所有する住宅等が適切に管理されないまま放置されるケースが増加しており、今後も少子高齢化や人口減少に伴い、空き家は増加していくものと考えられます。空き家が管理不全な状態になると、周辺環境に悪影響を及ぼすため、早めの対応が求められます。

【基本方針】

中津市公営住宅等長寿命化計画に基づき、地域バランスを考慮した計画的な建替えや点在する小規模住宅の集約化、既存ストックの長寿命化を計画的に進め、多様なニーズに応じた住宅の確保を図るとともに、予防保全的かつ効率的な維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

また、住宅確保要配慮者の状況を注視しつつ、良質な民間賃貸住宅の活用について検討していきます。

管理不全な空き家の所有者には、助言や指導を行いながら、早めの対応ができるよう情報提供や適正管理に向けた働きかけを行っていきます。また、不動産事業者などとも連携しながら、空き家の利活用や流通の促進を図ります。

【主要施策】

施策名	概要
公営住宅建替事業	中津公営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、施設の老朽度や住民ニーズを勘案した建替えや集約化、住宅の長寿命化を行います。
危険空家等除却事業	老朽危険空家の解体費用を一部補助します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
市営住宅等建替戸数	H27	223 戸	257 戸	373 戸
市営住宅等縮減戸数	H27	0 戸	61 戸	183 戸

(関連する具体計画)

- 「中津市公営住宅等長寿命化計画」、「中津市空家等対策計画」

(用語解説)

- ライフサイクルコスト…建物にかかる生涯コストのこと。建物の企画・設計・維持管理を経て、解体処分するまでに要する費用の総額をいう



市営住宅

(2)市民安全

【現状と課題】

■高齢者の交通事故増加

中津市は、自動車関連企業等の立地、東九州自動車道の開通や中津日田道路の延伸等により、通勤車両や観光客、物流用大型車両の交通量がさらに増加することが見込まれているものの、交通事故は減少傾向にあります。しかし高齢化の進展に伴い、高齢者が関わる交通事故の割合は依然として高い傾向にあり、高齢者の交通事故対策が課題となっています。

■犯罪防止と地域の見守り

市内の犯罪発生件数は、ピーク時の平成14年から16年には年間1,500件を超えていましたが年々減少し、平成30年以降ほぼ5分の1に減少しています。しかし身近な犯罪である万引や自転車盗等は依然として高水準で発生しており、更に下校時の児童・生徒に対する声かけ事案や「オレオレ詐欺」等の特殊詐欺も後を絶たず、高齢者だけでなく中・若年者層にも被害が及んでいます。

このような中、中津市においては、安全・安心なまちづくりのため、市独自の「安心パトロール隊」を設置し「見せる・見える・知らせる」パトロール活動を行い、各地区の自主防犯パトロール隊と共に地域の安全確保に努めています。しかし、この活動によりすべての交通事故や犯罪が防止できるものではなく、また自主防犯パトロール隊の高齢化も課題となっています。一人ひとりが事故や犯罪の被害者や当事者となり得るといふことの意識付け、そして地域住民が主体となる見守り活動の推進がより重要となります。

【基本方針】

交通安全意識の高揚と交通マナーの向上、犯罪被害の防止のため、幼児から高齢者に至るまで、段階的・体系的な交通安全教育の推進や、安全・安心に関する各種情報の提供、活動の支援により「自分の身は自分で守る」という意識付けを促します。

中津市が運用する安心パトロール隊による見守りや防犯活動により、「地域ぐるみの支え合い」を促進し、市民一人ひとりが「地域の安全は地域が守る」という地域主体による防犯意識の高揚を図ります。

そして、各種ボランティアや学校、警察や防犯協会、交通安全協会等の関係機関・団体、暴力絶滅推進協議会等の各推進協議会等との連携・協働による広報活動や街頭啓発活動、推進大会等の開催により市民、警察、行政が一体となり交通事故や犯罪のない「安心して暮らせるまち」づくりを目指します。

【主要施策】

施策名	概要
各種情報の収集・提供	関係機関等との連携による情報の収集・提供および、警察の「まもメール」や中津市の「なかつメール」等の利用を促進します。
自主防犯パトロール隊への支援活動	ボランティア隊員による下校児童の見守り、巡回パトロール活動、被害防止啓発活動等に対する各種支援を行います。また、新たなパトロール隊の設立や車両登録等に関する支援を行います。
中津市安心パトロール隊による見守り活動	高齢者の交通・防犯指導、下校児童の見守り、金融機関への立寄り警戒等を実施します。また、見守りを兼ねた独居老人の訪問や、要請があればイベントの際に出動にも対応します。
広報・啓発活動の推進	各種ボランティアや関係機関・団体との連携により広報活動や街頭啓発活動、推進大会等を実施します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度実績値	目標値
	刑法犯認知件数	H27	507 件	294 件
交通事故死傷者数	H27	661 件	267 件	200 件



中津市安心パトロール隊による見守り活動

(3)消費者行政の充実・強化

【現状と課題】

■消費者問題の多様化

消費者を取り巻く環境は、情報通信技術やサービス産業の著しい進展などにより大きく変化し、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容も複雑かつ多様化してきています。

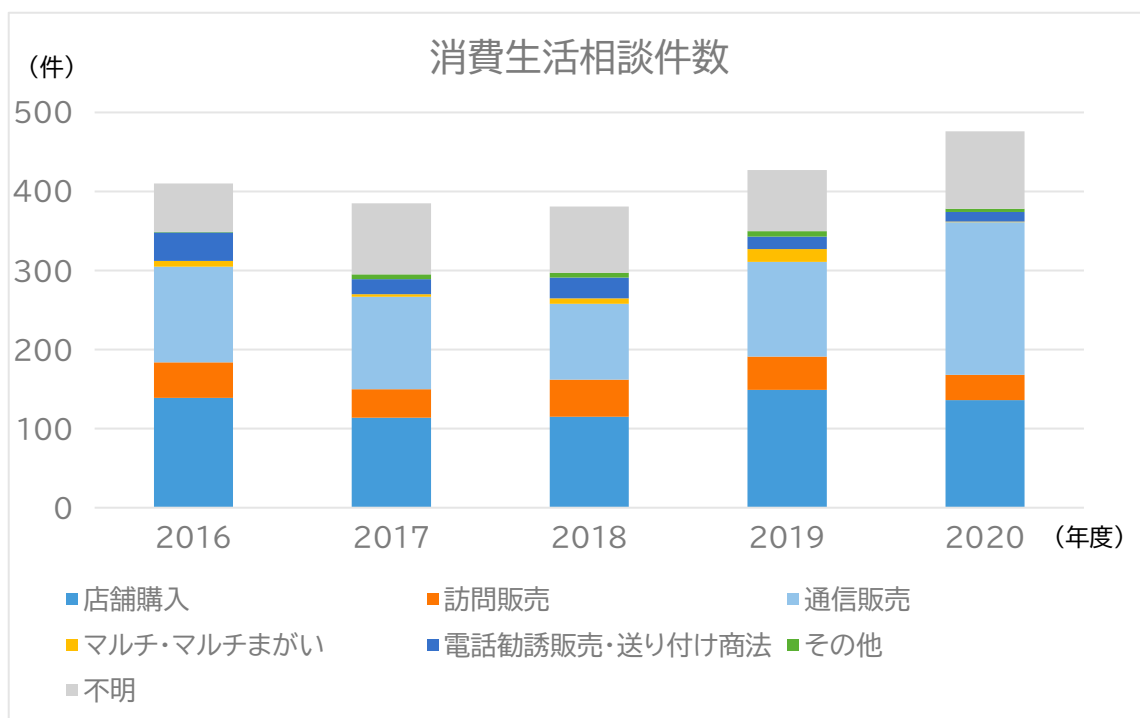
巧妙化する悪質商法や特殊詐欺、さまざまな契約上のトラブルなどといった消費者相談や被害は、依然として後を絶ちません。

中津市消費生活センターに寄せられた令和2年度の相談件数は476件で前年度と比較して39件増加しており、年々増加傾向にあります。相談内容については、特にインターネットによる情報提供サービス等の通信販売に関する相談が増加傾向にあるほか、店舗購入に含まれるカードローンや多重債務などの「融資サービス」に関する相談はいずれも多いためです。

■被害の未然防止・拡大防止

このような消費者被害の未然防止・拡大防止を図るためには、国や県の関係機関と連携し、消費生活相談窓口寄せられた被害情報の早期把握に努め、多くの情報を共有・分析することが重要です。

また、何より消費者自身が危害を回避する能力を身につけることが重要です。そのためには、世代の特性に応じた啓発活動や情報提供を行う必要があります。



【基本方針】

消費者の権利を尊重し自立を支援することを基本に、講座や遠隔地での出張相談会等による啓発活動、情報提供を行うとともに、消費生活センターの周知を図ることで、賢い消費者を育成し被害者を減少させ、消費者の不安解消に努めます。

【主要施策】

施策名	概要
消費者教育の推進	市民を対象とした消費生活に関する講座を継続し、賢い消費者育成に努めます。
相談体制の充実	消費生活センターでの相談対応のほか、センターから遠隔地となる地域における出張相談会なども開催します。
消費者保護の強化	クーリングオフをはじめとする消費者トラブルの助言や支援、家庭用品販売店に対する立入調査を通じて、消費者が適切に商品・サービスを選択できる環境の維持に努めます。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	H27	178人	1,250人	1,000人(※)

※新型コロナウイルス感染症の影響により講座開催依頼が少なくなっていることを踏まえ、現状維持の目標値としています。



消費生活啓発講座

(4)人権尊重社会の確立

【現状と課題】

人権とは、「人間の生存にとって欠くことのできない権利及び自由」であり「憲法によって保障されたもの」と言うことができ、人間らしく幸せに生きていくために、人として生まれた瞬間から与えられている権利です。

■人権教育の推進

人権尊重社会の確立に向けて、企業や各種団体等の人権担当者へ人権研修会の取組み依頼や、市報・啓発資料等において、自治会や老人会等の人権学習会の募集を行うなど、人権教育を推進してきました。また、市役所内の職員について意識改革及び職務遂行の徹底を行ってきました。

こうした取組みを推進してきたものの、令和2年度に中津市民を対象に実施した市民意識調査では、人権学習会、研修会、人権講演会に1回以上参加したことがある人の割合は52.2%と、平成27年度調査の57.8%から5.6%減少しています。

■新たな人権問題への対応

最近ではインターネット上の掲示板等への悪質な書き込みやSNS(*)を利用した「いじめ」といった差別の多様化や深層化、また、人々を取り巻く社会の変化の中では、職場・家庭・地域といった身近な環境での様々なハラスメント(*)問題が顕在化してきています。一方では、性的マイノリティ(*)への偏見や犯罪被害者へのサポートに加え、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗、中傷など今までになかった新たな課題も生じています。さらに、市内においては近年、外国人居住者が増加傾向にあり、異なる文化や価値観などの相互理解と共生の取組みが求められています。

今後も、多様化する人権問題について、人権教育の取組みを強化していくとともに、様々な人権課題に対する理解や認識を広めていくことが必要です。

【基本方針】

市民と行政が一体となり、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場において人権教育・啓発を推進するとともに、人権問題について個々の理解を広め、すべての差別や不合理な格差の解消に向け積極的に取り組みます。

特に「女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人・医療・様々な人権」の8分野を重要課題と位置付け、当事者の権利を擁護するとともに社会参加や交流についても促進し、分野別の人権行政を推進します。

また、すべての人々の人権が尊重される社会づくりに向けて、「いつでも、どこでも、何人でも」をモットーに人権問題専任講師(社会教育指導員)を派遣する、人権研修会・学習会の取組みを強化するとともに、人権尊重社会を実現するために家庭、学校、地域、職場、行政などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携しながら効果的で実践的な人権教育及び人権

啓発を推進します。あわせて、将来を担う子どもたちの公共心や道徳心を育てる情操教育の一環として、人権の花運動や人権ポスター・人権標語などの取組みも継続して行います。

【主要施策】

施策名	概要
人権教育、啓発の推進	家庭・地域・職場などあらゆる場における人権教育・啓発の推進のため、人権問題専任講師（社会教育指導員）を派遣する、人権研修会・学習会の取組みを強化します。
人権問題に関する相談対応	窓口に来庁された方、電話での相談はもとより、人権擁護委員による相談所を開設します。また、あらゆる人権問題にきめ細かに対応するとともに、その周知を図ります。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度 実績値	目標値
	人権問題講演会、研修会、学習会などへの参加者数(累計)	H27	6,694 人	29,375 人

(関連する具体計画)

- 「中津市人権施策基本計画」、「中津市人権施策実施計画」

(用語解説)

- SNS…Social Networking Service の略称。スマートフォンやパソコンを使って、社会的なネットワークを構築することのできるオンライン上のコミュニティサービスの総称
- ハラスメント…いろいろな場面での嫌がらせやいじめのこと
 - ※セクシュアルハラスメント(セクハラ)…本人が意図する、しないに関わらず、相手が不快に思う性的発言や行動のことなど
 - ※パワーハラスメント(パワハラ)…同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係など優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることなど
 - ※モラルハラスメント(モラハラ)…言葉や態度などによって人の心を傷つける精神的な暴力や虐待のことなど
- 性的マイノリティ…同性愛者、両性愛者、性同一性障害者など性的少数者のこと

(5)男女共同参画社会の実現

【現状と課題】

少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化など、社会経済情勢は大きく変化しています。このような状況の中、持続可能な豊かで活力ある社会を築いていくためには、性別にとらわれることなく、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

■性別による役割分担意識の払拭

中津市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画講演会やファミリー料理教室の実施、政策・方針決定過程の場への女性登用の推進などを行ってきました。しかしながら、市の各種審議会委員等への女性の参画割合は、令和2年度実績で25.5%と低調であり、目標の達成に向けて取組みの強化が必要です。

男女平等意識は徐々に浸透しつつありますが、性別による役割分担意識は依然として根強く残っており、家庭、職場、地域における社会制度や慣行を見直すことが必要です。また、仕事と家庭の両立の実現など、男女がともに自立し活躍できる環境づくりも重要となっています。

【基本方針】

男女共同参画社会の実現のため、市民の理解や協力を得ながら、市民、企業、各種団体、行政などが一体となった意識改革や環境づくりを推進します。

「男女共同参画社会をめざす意識づくり」として、あらゆる機会を通じて学習会や講演会を開催するなど、啓発を行い、家庭、職場、地域における社会制度や慣行の見直しを進めます。女性の職域拡大や人材育成など多方面における積極的な参画、男性の育児休暇の取得、取得後、職場へ復帰できるような環境づくりを促進します。

また、職場中心の意識の見直しや、労働時間の短縮など、企業や事業所、およびその職員に対する啓発や、仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)を目指した取組みを推進していくため、関係各課等と連携し、中津市男女共同参画推進条例及び男女共同参画計画の趣旨・内容を各分野の施策へ反映させていきます。

「人権の尊重と男女共同参画推進の環境づくり」として、配偶者等からの暴力(DV(*))をなくすための基盤づくりや、暴力(DV)被害者の相談体制及び保護体制の整備を強化します。

【主要施策】

施策名	概要
男女共同参画社会をめざす意識づくり	企業などに出向き、「ワーク・ライフ・バランス」や「ハラスメント」をテーマとした職場研修会や学習会、男女共同参画週間講演会およびファミリー料理教室を開催し、啓発を行います。
配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	暴力根絶のために学習会や広報活動の充実を図るとともに、DV被害者の相談体制や保護体制を整備します。

【成果指標】

指標名	年度	基準値	令和元年度実績値	目標値
	各種委員会や審議会等への女性の参画割合	H27	26.4%	29.8%
ワークライフバランス、ハラスメント関係の研修会・学習会の開催回数・参加延べ人数	R2	30回 1,146人	—	33回 1,261人

(関連する具体計画)

- 「第3次中津市男女共同参画計画～男女がともにススめるなかつプラン2021～」

(用語解説)

- DV…ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。



人権研修会



男女共同参画週間記念講演会